

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【公開番号】特開2018-6347(P2018-6347A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2017-163645(P2017-163645)

【国際特許分類】

H 05 B 33/22 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 01 L 27/32 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/22 Z

H 05 B 33/14 A

H 01 L 27/32

G 09 F 9/30 3 6 5

G 09 F 9/30 3 3 8

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月11日(2018.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板上方のチャネル形成領域を有する半導体層と、

前記チャネル形成領域と重なるゲート電極と、

前記半導体層上方及び前記ゲート電極上方の第1の絶縁膜と、

前記第1の絶縁膜上方の配線と、

前記配線上方の第2の絶縁膜と、

前記第2の絶縁膜上方の第1の電極と、

前記第1の電極上方及び前記第3の絶縁膜上方のEL層と、

前記EL層上方の第2の電極と、

前記第2の電極上方の第2の基板と、を有し、

前記第1の電極は、前記配線を介して前記半導体層と電気的に接続され、

前記第3の絶縁膜は、前記第1の電極の端部を覆っており、

前記第2の絶縁膜は樹脂を有し、

前記第1の電極は、前記半導体層の前記チャネル形成領域と重なっている第1の部分を有し、

前記第1の電極の第1の部分は、前記第3の絶縁膜と重なっていないことを特徴とする自発光装置。

【請求項2】

第1の基板上方のチャネル形成領域を有する半導体層と、

前記チャネル形成領域と重なるゲート電極と、

前記半導体層上方及び前記ゲート電極上方の第1の絶縁膜と、

前記第1の絶縁膜上方の配線と、

前記配線上方の第2の絶縁膜と、
前記第2の絶縁膜上方の第1の電極と、
前記第1の電極上方及び前記第3の絶縁膜上方のEL層と、
前記EL層上方の第2の電極と、
前記第2の電極及び前記半導体層と重なる有機材料と、
前記有機材料上方の第2の基板と、を有し、
前記第1の電極は、前記配線を介して前記半導体層と電気的に接続され、
前記第3の絶縁膜は、前記第1の電極の端部を覆っており、
前記第2の絶縁膜は樹脂を有し、
前記第1の電極は、前記半導体層の前記チャネル形成領域と重なっている第1の部分を
有し、
前記第1の電極の第1の部分は、前記第3の絶縁膜と重なっていないことを特徴とする
自発光装置。
【請求項3】
前記電極は、透光性を有することを特徴とする自発光装置。